基礎知識

確定申告が必要な方

次のいずれかに該当する個人事業者の方は、平成30年分の消費税及び地方消費税 の確定申告が必要です。なお、消費税と地方消費税の確定申告は、1枚の申告書で まとめて行います。

- ① 基準期間 (平成 28 年分) の課税売上高が 1,000 万円を超える方 (下の図 1 を参照)
- ② 基準期間(平成28年分)の課税売上高が1,000万円以下で、「消費税課税事 業者選択届出書」を提出している方
- ③ ①、②に該当しない場合で、特定期間(平成29年1月1日から平成29年6月 30 日までの期間) の課税売上高が 1.000 万円を超える方(下の図2を参照) なお、特定期間における 1,000 万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支 払額の合計額によることもできます。

【図1】 平成 28 年 平成 30 年 平成 29 年 (基準期間) (課税期間) 課税売上高 1,000万円超 課税事業者 【図2】

平成 29 年 平成 28 年 平成 30 年 【特定期間】 1/1~6/30 (課税期間) (基準期間)

課税売上高

課税売上高(※)

1,000 万円以下

1,000万円超 🕽

※特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に 代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

課税事業者

上記①~③のいずれかに該当する場合は、平成30年分の課税売上高が1,000万円以 下であっても、平成30年分の確定申告が必要となります。

平成 28 年分の課税売上高が 1,000 万円以下で、平成 29 年 12 月末までに「消費税 課税事業者選択届出書」を提出していない方、また、上記③にも該当しない方は、免税事業者ですので、確定申告をすることができません。そのため、平成 30 年中に設備投資等を行い、確定申告をすれば還付税額が発生するような場合でも、還付を受け ることができません。

消費税・地方消費税の納付税額

-般的な消費税の納付税額の計算方法

課税期間中の 課税期間中の 消費税の 課税仕入れに係る = 課税売上げに係る 一 納付税額 消費税額 消費税額

■地方消費税の納付税額の計算方法

消費税の 地方消費税の × 地方消費税率 納付税額 納付税額

消費税及び地方消費税と所得税の違い

■消費税及び地方消費税の税額計算

所得の種類にかかわらず、事業者が行う業務の全体を基に、課税売上げや課税仕 入れの金額を計算し、消費税の納付税額を計算します。さらに、消費税の納付税 額を基に地方消費税の納付税額を計算します。

■所得税の税額計算

事業所得、不動産所得、山林所得などの所得をそれぞれの所得の種類ごとに所得 金額を計算した後に、所得税の納付税額を計算します。

用語解説

基準期間

課税事業者となるか免税 事業者となるか、また、 簡易課税制度を適用でき るかどうかの判断をする、 基準となる期間です。

個人事業者の方の基準期 間は、課税期間の前々年 をいいます。

課税期間

消費税及び地方消費税の 納付税額を計算する基礎 となる期間です。

原則として、個人事業者 の方の課税期間は、暦年 (1月1日から12月31 日)をいいます。

課税売上高

消費税が課税される取引 の売上金額(消費税及び 地方消費税を除いた税抜 金額)と、輸出取引など の免税売上金額の合計額 です。

返品、値引きや割戻し等 に係る金額がある場合に は、これらの合計額(消 費税及び地方消費税を除 いた税抜金額)を控除し た残額をいいます。

ただし、免税事業者の売 上げには、消費税相当額 が含まれていませんので、 平成 28 年が免税事業者 の場合、その売上げ(非 課税売上げ等を除く)が、 そのまま平成28年分の 課税売上高となります(税 抜処理は行いません)。

課税売上げ・課税仕入れ

「課税売上げとは?」、「課 税仕入れとは?」(4ペー ジ)を参照してください。

消費税の納付税額の計算

消費税の納付税額は、課税 売上げに係る消費税額から 課税仕入れに係る消費税額 を差し引いた金額です。

一般的に、課税仕入れに係 る消費税額が、課税売上げ に係る消費税額を上回る場 合は、還付税額が生じます。

基礎知識

課税売上げとは?

次の4つの要件を全て満たす取引の売上げを、課税売上げといいます。

- 1. 国内において行う取引(国内取引)であること
- 2. 事業者が事業として行う取引であること
- 3. 対価を得て行う取引であること
- 4. 資産の譲渡、資産の貸付け又は役務の提供であること

消費税及び地方消費税は、課税売上げに対して課税されます。

例えば、商品・製品の販売代金や請負工事代金、サービス料等のほか、機械の賃貸収入や機械・ 建物等の業務用資産の売却代金なども課税売上げに含まれます。

注意 次の取引は課税売上げに該当しません。

税の性格からみて課税対象になじまないもの(受取利息、土地(借地権等を含む)の売却代金・賃貸収入、物品切手等(商品券、ビール券等)の販売代金など)や、社会政策的な配慮から課税することが適当でない取引(医師の社会保険診療収入など)は課税売上げから除かれます。これらを非課税取引といいます。

また、保険金や消費税の還付金などは、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供の対価として受け取るものではないため、消費税の課税対象ではありません。これを不課税取引といいます。

次に、事業所得、不動産所得、譲渡所得のそれぞれについて、消費税の課税売上げとなるものの例を説明します。

■事業所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

事業所得に係る収入は、ほとんどが課税売上げとなります。

ただし、医師の社会保険診療収入や、産婦人科医や助産師等の助産に係る収入、物品切手等(商品券、ビール券等)の販売代金などは、非課税とされていますので、課税売上げとはなりません。

なお、個人事業者が棚卸資産を家事のために消費した場合は、通常の販売価額が課税売上げとなります。ただし、仕入価額以上の金額で、通常の販売価額の50%(所得税では70%)以上の金額を課税売上げとしてもよいことになっています。

■不動産所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

不動産所得に係る収入(不動産の賃貸料や権利金、礼金、更新料等)は、借地権等を含む土地の貸付けに係るもの(地代)及び住宅の貸付けに係るもの(住宅家賃)を除いて、 課税売上げとなります。

地代は、原則として課税売上げとはなりませんが、貸付期間が 1 か月に満たない場合や、 駐車場などの貸付けの場合は、課税売上げとなります。

また、住宅家賃も原則として課税売上げとはなりませんが、貸付期間が 1 か月に満たない場合等は、課税売上げとなります。

なお、貸付用の建物を譲渡した場合は、譲渡損失が生じたとしても、その譲渡収入は、次の『譲渡所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの』となります。

■譲渡所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

譲渡所得に係る収入のうち、業務に使用していた建物や機械、車両などの譲渡収入は、 課税売上げとなります。業務用固定資産を、負担付贈与により譲渡した場合や、法人に 対して現物出資した場合も同様です。

例えば、商品の配達に使用していた車両を売却した場合(新たに車両を購入するために 下取りしてもらった場合も含む)の収入(下取りの場合は下取価格)は、課税売上げと なります。この場合、課税売上げとなる金額は、売却代金から取得費と譲渡費用を差し 引いた残額ではなく、売却代金の全額になります。

ただし、土地(借地権等を含む)の売却代金は非課税とされていますので、課税売上げとはなりません。

課税仕入れとは?

事業者が事業として、他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を 受けることをいいます。

例えば、商品又は製品等の棚卸資産の仕入れだけではなく、事業に使用する建物、機械、 消耗品の購入、修繕費の支出、商品運搬用の車両の燃料代なども課税仕入れに含まれます。 ただし、利子割引料及び保険料等の支払、また、土地の購入や賃借等は非課税取引ですので、 課税仕入れとはなりません。課税対象とならない給与、賃金の支払等も課税仕入れに含ま れません。

なお、消費税の免税事業者や消費者から棚卸資産等を仕入れたり、サービスの提供を受けた場合でも、課税仕入れとなります。

減価償却資産を購入した場合は、購入代金の全額がその年分の課税仕入れとなります(所得税ではその年分の減価償却費だけが必要経費となります)。

非課税取引とは

非課税取引とは、次のような取 引をいいます。

課税対象としてなじまないもの

- ○土地の譲渡及び貸付け
- 有価証券及び支払手段の譲渡等
- 預貯金の利子及び保険料を対 価とする役務の提供等
- 郵便切手類、印紙、証紙の譲渡及び物品切手等の譲渡
- 国等が行う一定の事務に係る 役務の提供及び外国為替業務 に係る役務の提供

社会政策的な配慮に基づくもの

- 社会保険医療の給付等
- 介護保険サービスの提供及び 社会福祉事業等として行われ る資産の譲渡等
- 助産に係る資産の譲渡等
- 火葬料や埋葬料を対価とする 役務の提供
- 身体障害者用物品の譲渡や貸付けなど
- 学校の授業料等
- 教科用図書の譲渡
- ○住宅の貸付け

免税される輸出取引等

次のような輸出取引等は消費税が免除されます。

- ① 国内からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- ② 非居住者に対する鉱業権、著作権、営業権等の無体財産権 の譲渡又は貸付け
- ③ 非居住者に対する役務の提供 (国内に所在する資産に係る運 送又は保管、国内における飲 食又は宿泊など一定のものを 除く)
- ④ 輸出物品販売場において行った た免税対象物品の譲渡

給料・賃金、専従者給与の支 払などは課税仕入れとはなり ませんが、従業員の通勤手当 (通勤に通常必要な金額) は、 課税仕入れとなります。

帳簿と請求書等の両方の保存

課税仕入れ等に係る消費税額を 控除するには、その事実を記録 した帳簿及び請求書等の両方の 保存が必要となります。

帳簿及び請求書等の両方の保存 がない場合、課税仕入れ等に係る 消費税の控除は認められません。